

気象警報発表時における休業及び登下校について

※令和5年4月1日より適用

羽島市立中島小学校

羽島市に警報（暴風・大雨・洪水・大雪）発表時・発表が予想される場合や災害時・災害の発生が予想される場合等、速やかにその徹底を要する場合については、市教育長が該当校の休業や授業の打ち切りを決定することもあります。

1 登校前に羽島市において警報（暴風・大雨・洪水・大雪）が発表された場合

区分	内容	措置
ア	◇警報が解除されるまで	○家庭で待機する。
イ	◇始業時刻(8時10分)の2時間前までに警報が解除された場合	○平常どおり通学する。 □事前に通学路の安全を確認する。 □教師やPTA、地域のボランティアなど大人による見届けをする。 □集団登校をする。
ウ	◇始業時刻の2時間前より、午前11時まで警報が解除された場合	○解除後2時間を経ってから授業を開始する。 □事前に通学路の安全を確認する。 □教師やPTA、地域のボランティアなど大人による見届けをする。 □集団登校をする。
エ	◇午前11時以降に警報が解除された場合	○休業とする。 □外出を控えるよう指導する。
備考	※上記区分イ・ウの場合であっても、通学路や地域の状況によっては保護者の判断で登校させなくてよい。この場合、遅刻や欠席にはならない。	

2 登校後に羽島市において警報（暴風・大雨・洪水・大雪）が発表されて授業の打ち切りが決定した場合

区分	内容	措置
ア	◇安全に帰宅させうると認めた場合 (帰宅しても保護者等が誰もいないなど、帰宅が困難と認める場合、下記の区分イの措置をとる)	○当日の授業を中止して、速やかに集団下校をする。 □下校前に通学路の安全を確認する。 □児童のみの下校はさせない。教師やPTA、地域のボランティアなど大人による見届けをする。 □「すぐーる」のアンケート機能を活用し、帰宅したことを確実に把握する。
イ	◇帰宅が困難であると認めた場合	○校内の最も安全な場所で待機させると同時に、保護者と連絡をとり、一人一人確実に保護者に引き渡す。 ○状況によっては、保護者とともに学校で待機することもある。 (堤防決壊・道路寸断・冠水など、保護者共々帰宅することが危険な場合)

3 その他

- ・対応については、文書、すぐーる等で保護者の皆様にお知らせいたします。
- ・台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合「お弁当」の準備をお願いすることがありますのでご承知おきください。